

# PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2023年4月号 | No. 04/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 2023年4月26日 世界知的財産の日 – リマインダ

PCT ニュースレター 2023年1月号でお知らせした通り、世界知的財産の日 (World IP Day) が2023年4月26日に開催されます。今年のテーマは、「女性と知財: イノベーションと創造性を加速する力」とし、先駆者として活躍する世界中の女性の活動を称え、より多くの女性が知的財産制度に関わることの重要性について認識を高める機会です。

世界知的財産の日に関する記念イベントを開催ご予定の場合は、専用ページにて詳細をご登録下さい。

[https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2023/events\\_calendar.html](https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2023/events_calendar.html)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、「世界知的財産の日」特設ギャラリーに是非ご自身の紹介内容をご記入いただくか、同僚の方やご友人を推薦して下さい。

<https://www.wipo.int/web/ipday/wipd-2023-gallery>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

今年の「世界知的財産の日」動画コンテストの受賞作品を決めるオンライン公開投票にも是非ご協力下さい。

<https://wipd-2023-video-competition.wipo.int/entry/vote/WvqdEXny>

## 公開スケジュールの変更

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。  
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

## 2023 年 5 月 19 日の公開

2023 年 5 月 18 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2023 年 5 月 19 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は、2023 年 5 月 2 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

## PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

欧州特許庁と公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) が PCT-PPH プログラムを公式化

欧州特許庁 (EPO) と公正競争・知的財産保護庁 (ペルー) (INDECOPI) 間による二方向 PCT-PPH 試行プログラムは、2020 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 1 日まで実施され、2023 年 1 月 2 日から無期限で延長されました。

本試行プログラムは、国際調査機関又は国際予備審査機関としての資格において EPO が作成する、国際調査機関の肯定的な見解書又は肯定的な国際予備審査報告を得た PCT 出願に基づき、INDECOPI に対する国内段階での早期審査が利用可能になります。本試行プログラムは、国内成果物に基づいた早期審査も利用可能です。

詳細は以下をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/12/a116.html>

## 国際出願の電子出願と処理

国家知的所有権庁 (クロアチア)

国家知的所有権庁 (クロアチア) は、2023 年 1 月 1 日から EPO オンライン出願ソフトを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、当該日以降、受理官庁としての国家知的所有権庁 (クロアチア) に対して出願する出願人が利用可能な電子出願方法は、ePCT 出願のみとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (HR) が更新されました)

ノルウェー工業所有権庁

ノルウェー工業所有権庁 は、2023 年 6 月 15 日から EPO オンライン出願ソフトを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。したがって、当該日以降、受理官庁としてのノルウェー工業所有権庁に対して出願する出願人が利用可能な電子出願方法は、ePCT 出願のみとなります。

さらに、当該官庁は、2022 年 7 月 1 日から配列表の提出に関して適用された形式の変更 (WIPO 標準 ST.25 から ST.26) を考慮し、e-filing 通知を更新しました。

上記の該当する変更は、2023 年 3 月 23 日付と 4 月 6 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

[https://www.wipo.int/pct/en/docs/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (NO) が更新されました)

## PCT アップデート

DO: ドミニカ共和国 (手数料)  
EE: エストニア (所在地とあて名)  
GT: グアテマラ (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)  
HR: クロアチア (手数料、電子形式による国際出願)  
HU: ハンガリー (FAX 番号)  
IQ: イラク (国内段階移行の要件の概要)  
IT: イタリア (国内段階移行の特別な要件)  
LK: スリランカ (手数料)  
LT: リトアニア (電子メールアドレス)  
MG: マダガスカル (電話番号)  
MT: マルタ (官庁の名称)  
MU: モーリシャス (一般情報)  
MX: メキシコ (手数料)  
MY: マレーシア (所在地とあて名、電話番号、FAX 番号)  
PL: ポーランド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)  
RU: ロシア連邦 (電子メールアドレス)  
SA: サウジアラビア (電話番号)  
ZA: 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 5 月 1 日から、オーストラリア特許庁が実施する国際調査について、南アフリカランドで支払う換算額が変更になります。そして、2023 年 6 月 1 日から、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU 及び RU) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2023 年 6 月 1 日から、Rospatent が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

## 取扱手数料 (イスラエル特許庁)

国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁に対してイスラエルシェケルで支払う取扱手数料の新しい換算額が 2023 年 5 月 1 日から設定されます。新料金は 769 イスラエルシェケルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL) が更新されました)

## WIPO Fee Transfer Service (手数料移転サービス)

2020 年 7 月 1 日から、全ての受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関又は国際予備審査機関は、WIPO Fee Transfer Service に “participating Office” (参加庁) として参加することができます。当該サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から別の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局を介して移転されます (詳細は、[https://www.wipo.int/meetings/en/doc\\_details.jsp?doc\\_id=436911](https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911) から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

国際事務局 (IB) は、参加庁となる旨、又は参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2023 年 4 月 13 日付の公示 (PCT 公報) (91 ページから) に掲載しました。

[https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/official\\_notices/officialnotices.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### ePCT ウェビナーシリーズの録音と資料

PCT コンサルタント Carl Oppedahl が講演する全 16 回にわたるウェビナーシリーズの最初の 6 回分の録音が、ウェビナーで使用された資料と併せてご利用いただけます。

[https://blog.oppedahl.com/?page\\_id=8978](https://blog.oppedahl.com/?page_id=8978)

近日配信予定のウェビナーの内容や登録については、PCT セミナーカレンダーをご参照下さい。

### メディアで読む PCT 関連情報

WIPO マガジンから、以下の記事のリンクが PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” ページに追加されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

### Together We Can: Approaches to Empowering Women in IP

「女性と知財: イノベーションと創造性を加速する力」をテーマとした 2023 世界知的財産の日を記念して、WIPO 特許・技術部門の Aikaterini Kanellia と Lisa Jorgenson による執筆記事 “Together We Can: Approaches to Empowering Women in IP” が WIPO マガジンに掲載されました。記事では、次のように強調しています:

「WIPO の特許協力条約 (PCT) を利用して行われた特許出願のうち、女性による出願はわずか 16% であり、無数の優秀な頭脳とそのアイデアが未開拓のままになっています。WIPO は、現状

の割合では PCT に登録される発明者のジェンダーパリティは、2064 年まで達成されないと推定しています。」

著者は、女性イノベーターの潜在能力を引き出し、知財とイノベーションエコシステムを強化し、経済成長の促進力となるよう、女性イノベーターが可能性を発揮できる機会を提供し、支援する行動を今すぐ起こすよう呼びかけています。

記事全文は以下のリンクからご一読下さい。

[https://www.wipo.int/wipo\\_magazine\\_digital/en/2023/article\\_0005.html](https://www.wipo.int/wipo_magazine_digital/en/2023/article_0005.html)

WIPO マガジンは以下のサイトに掲載されています。

[https://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/](https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

## 実務アドバイス

### 国際出願を行う際の最小限の要件

Q: 早急に提出すべき国際出願があります。PCT 出願を行う際の最小限の要件はどのようなもので、後日提出できるものは何でしょうか？ また、選択肢がある場合、推奨される出願方法を教えてください。

A: 出願人の皆様には、国際出願は電子的に行うよう強くお勧めします。それは、個々の PCT 受理官庁が認める様々なタイプの電子出願ソフトを使用すると、国際出願日の認定に必要な必須データや書類の提供について案内してくれるためです。

特に WIPO が提供する ePCT システムは、ePCT 出願と呼ばれるオンライン出願機能を搭載し、ウェブベースの出願用に分かりやすく使いやすいインターフェースを提供しており、出願が行われる前に最小限の要件全てが充足されているかを確認します。国際事務局の受理官庁 (RO/IB) や他の多くの受理官庁 (ROs) が ePCT 経由で提出される国際出願を受理しています。ePCT 出願は、国際事務局 (IB) のデータベースに保存されているデータと照合してリアルタイムで検証するため、参照データと検証に関するオンラインメッセージは常に最新のものとなります。方式的な誤りは大抵の場合検出され、出願が RO に提出される前に修正が可能となります。コンピュータに最新版のソフトがインストールされているかどうかの心配は不要であり、必要なのは高度な認証方法による WIPO アカウントの設定のみです。

また、ePCT を利用して国際出願を行った後、出願が提出された RO が ePCT を利用した中間書類のアップロードを認める官庁であれば、出願時に含まれなかった書類、例えば明細書、請求の範囲や図面など国際出願日の認定に影響する書類を追加する目的で、RO の時間帯の午前零時までに「同日付け補充」を行うことが可能です。

PCT 出願の提出方法にかかわらず、出願が受理される前に、RO は PCT 第 11 条の規定に従い以下の要件が満たされていることを条件として、国際出願日を国際出願の受理日として認めます:

- (i) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと。
- (ii) 国際出願が所定の言語で作成されていること。そして

(iii) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること。

- (a) 国際出願をする意思の表示
- (b) 少なくとも一の締約国の指定
- (c) 出願人の氏名又は名称の所定の表示
- (d) 明細書であると外見上認められる部分、そして
- (e) 請求の範囲であると外見上認められる部分

電子出願ソフトを使用して国際出願を行う場合、ほとんどの電子出願ソフトは、上記いずれかの要件が満たされていない場合は出願を行うことができないため、上記いずれの要件も省略できない点にご注意下さい。電子出願を行っていない場合であっても、出願時に上記の情報のいずれかが欠落していたり欠陥がある場合には、RO は必要な補充を提出するよう出願人に求めます。出願人がこの求めに応じると、RO は必要な補充を受領した日を国際出願日として認定します。

出願人が上記の要件を全て満たすと、国際出願日が認定されます。国際出願日の認定とは PCT 出願が、工業所有権の保護に関するパリ条約にいう (PCT 第 11 条(4) 参照)、当該日に各指定国においてなされる正規の国内出願の効果を有することを意味します。

RO は国際出願日の認定後、第 14 条に基づく欠陥に関して国際出願を点検します：

- (i) 規則の定めるところによる署名がないこと。
- (ii) 出願人に関する所定の記載がないこと。
- (iii) 発明の名称の記載がないこと。
- (iv) 要約が含まれていないこと。
- (v) 所定の様式上の要件が規則に定める程度にまで満たされていないこと。

ここでも RO が上記いずれかの欠陥を発見した場合には、国際出願を所定の期間内に補充するよう出願人に求めます。署名、出願人に関する情報、発明の名称や要約は全て、国際出願を最初に提出した後に様式上の要件の補充として提供することが可能です。また、国際出願に参照されている図面が出願に含まれていない場合にも、RO はその旨を出願人に通知する点にもご注意ください。図面を所定の期間内に提出すれば、国際出願日は RO が図面を受領した日に修正されます (出願人はまだこの時点で、新しい国際出願日を受け入れるか、元の国際出願日を維持するため後日提出した図面を考慮に入れないよう請求するかを決定する機会があります)。その他の理由により国際出願を完成させる場合にも同様の手続が適用されます。

上記の要件は、PCT 条約及び規則に規定されており、一度要件が満たされると、全ての指定官庁は国内段階の目的においても、国際出願を当該官庁の様式として認めるものとします。これにより、出願人は保護を求める多くの国で多様で異なる方式要件に準拠する必要がなくなります。

出願後でも、PCT 規則 26 の 2.1(a) に規定する期間内に請求が行われれば、出願時に含まれていなかった優先権主張の追加を請求することができます。PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てについても、国際出願を行った後に提出が可能です。

詳細については、下記の PCT ニュースレターに掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい:

- 2007 年 5 月号: 国際出願の欠落要素及び欠落部分の後の提出
- 2007 年 12 月号: 国際出願の要約の後からの提出
- 2014 年 3 月号: 国際出願の提出後に PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを提出する
- 2014 年 12 月号: 国際出願における欠落部分の引用による補充の確認を満たす条件
- 2015 年 7-8 月号: 欠落部分の補充に関する受理官庁の異なる手続
- 2019 年 2 月号: 欠落している優先権主張の追加を請求する